

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第18条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年10月20日から施行し、同年8月28日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第7条、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和5年12月27日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和7年8月19日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第18条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和5年10月20日から施行し、同年8月28日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第7条、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和5年12月27日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>

別表第1 (第3条関係)

事業区分	対象事業	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率
維持管理事業	保守点検費 備品購入費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場(第3種)の継続に必要な点検や、摩耗による備品の交換等維持管理に要する経費 ※追加購入や交換にあたっては、点検機関による指摘など、明確な根拠を示すこと。	宿毛市	宿毛市	2分の1以内 ※ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源(地方債及び他市町村負担分を除く。)が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1

別表第1 (第3条関係)

事業区分	対象事業	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
維持管理事業	保守点検費 備品購入費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場(第3種)の継続に必要な点検や、摩耗による備品の交換等維持管理に要する経費 ※追加購入や交換にあたっては、点検機関による指摘など、明確な根拠を示すこと。	宿毛市	宿毛市	2分の1以内 ※ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源(地方債及び他市町村負担分を除く。)が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1	1,321,000 円

別表第2 (第6条関係) 略